

Master Service Agreement（サービス規約）請負型、準委任型

株式会社セゾン情報システムズ（以下「当社」という）が貴社（以下「パートナー様」という）に委託する業務委託及びそれに付随するサービス等（以下「本件サービス」という）に関する基本的な契約事項を定める。パートナー様は本規約の内容を承諾し、本規約に基づき本件サービスを受託する。

第1条（個別契約）

1. 本件サービスに関する個別の取引内容、目的、契約期間、納期、委託料、支払条件、連絡協議会の頻度、再委託先等の条件は、当社所定の個別契約にて定めるものとし、個別契約には本規約が適用される。個別契約と本規約を合わせて「本件個別契約」という。
2. パートナー様は、善良なる管理者の注意をもって、本件サービスを提供するものとする。

第2条（協働と役割分担）

1. 当社及びパートナー様（以下併せて「両当事者」という）は、本件個別契約の円滑かつ適切な遂行、目的の達成のために、パートナー様の有する技術、ノウハウ、及び当社の有する業務知識等に基づき、両当事者が協力することが必要であることを認識し、両当事者による共同作業（以下「共同作業」という）及び各自の分担作業（以下「分担作業」という）を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業に関し合理的に必要な協力を行う。
2. 両当事者による共同作業及び各自の分担作業は、連絡協議会（本規約第4条に定義）にて定める。
3. 両当事者は、共同作業及び各自の分担作業の実施を遅延し、又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害について、相手方に賠償の責任を負う。

第3条（取引責任者）

1. 両当事者は、本件個別契約における責任者（以下「取引責任者」という）の役職、氏名、連絡先（メールアドレス、電話番号等）を、書面、又は電磁的方法で相手方に通知するものとし、変更の場合は連絡協議会（本規約第4条に定義）の定めに従うものとする。
2. 取引責任者は、自己の義務の履行、及びその他本件個別契約の履行に必要な意思決定、指示、両当事者間における通知、及び合意する権限及び責任を有する。取引責任者が交代する場合、前項に従い、相手方に通知する。

第4条（連絡協議会）

1. 両当事者は、本件個別契約が終了するまでの間、分担作業の進捗状況、リスクの管理及び報告、共同作業の実施状況、問題点の協議・解決、及びその他本件個別契約を円滑に遂行するために必要な事項を協議するための協議会（以下「連絡協議会」という）を開催する。
2. 連絡協議会は、原則として、本件個別契約に定める頻度で定期的に開催し、かつ、いずれかの当事者が合理的に必要と認める場合に随時開催する。
3. 連絡協議会には、両当事者の取引責任者、及び取引責任者が適当と認める者が出席する。また、両当事者は、連絡協議会での協議に必要な者の出席を相手方に求めることができ、相手方はこれに応じない合理的な理由がある場合を除き、これに応じる。
4. 両当事者は、連絡協議会において、別途両当事者間で取り決めた方式で共同作業及び分担の進捗状況を確認し、遅延事項やリスク事項、問題点、及び体制変更の要否等について協議し、対応等を決定する。
5. 両当事者は、合意済の事項について変更すべき事由が生じた場合、書面、又は電子メールにより相手方に申し入れを行い、速やかに連絡協議会にてその変更について協議し対応等を決定する。
6. 両当事者は、連絡協議会で決定された事項について、本件個別契約の目的に反しない限り、これに従う。
7. パートナー様は、連絡協議会で決定された事項について議事録を作成し、これを書面、又は電子メールにより当社に提出する。当社は、これを受領した日から3営業日以内（以下「議事録確認期間」という）に、議事録の内容を確認する。なお、議事録確認期間内に、本件個別契約の目的に照らして合理的な理由を明示して異議を述べない場合には、議事録確認期間の終了をもって、パートナー様が作成した議事録を承認したものとする。

第5条（委託料及びその支払方法）

1. 当社はパートナー様に対し、委託料を別途定めた方式に従い、銀行口座に振込む方法により支払う。
2. 本件個別契約の遂行に必要な旅費交通費、運送費、器具・備品、及び消耗品等にかかる費用は、原則としてパートナー様が負担する。

第6条（再委託）

パートナー様は、事前に書面・電磁的方法など証拠が残る方式にて、当社の承諾を得た場合に限り、本件サービスの一部を第三者に再委託できる(再委託された第三者を、以下「再委託先」という)。なお、当社が再委託を拒否するには、合理的な理由を要するものとする。但し、パートナー様は、本規約に定める自己の義務と同等の義務を再委託先に負わせ、再委託先の本件サービスの履行に責任を負うものとする。

第7条 (秘密保持)

両当事者は、相手方から開示された機密情報及び個人情報を、当社所定の「機密保持に関する規約」に従い取り扱うものとする。

第8条 (資料等の提供及び返還)

1. 当社は、パートナー様に対し、本件個別契約の遂行上必要な資料及びデータ等(以下「資料等」という)を、無償で開示、又は貸与等する。
2. 前項に定めるものの他、パートナー様から当社に対し、本件個別契約の遂行に必要な資料等の提供要請があった場合、両当事者で協議の上、当社は、パートナー様に対し、これらの提供を行う。
3. 本件個別契約の遂行上、当社の事務所等でパートナー様が作業を実施する必要がある場合、両当事者で協議の上、当社は、本件個別契約の遂行に適切な作業実施場所(本件個別契約の遂行に必要な機器及び設備等の作業環境を含む。これらを併せて、以下「作業実施場所」という)を、パートナー様に提供する。
4. 前二項により当社がパートナー様に提供する資料等、又は作業実施場所に起因して生じた本件個別契約の遂行の遅滞及び結果の誤り等については、パートナー様は、その責を負わない。
5. 当社から提供を受けた資料等(次条第2項により作成した複製物を含む)が不要となったときは、パートナー様は、遅滞なくこれらを当社に返還、消去、又は廃棄等を行う。

第9条 (資料等の管理)

1. パートナー様は、本件個別契約に関して当社から提供された資料等を、善良な管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ、本件個別契約以外の用途に使用してはならない。
2. パートナー様は、本件個別契約に関して当社から提供された資料等を、本件個別契約の遂行に必要な最小限の範囲に限り、複製、又は改変できる。

第10条 (通知)

1. 本規約に関する両当事者間の通知は、特段の定めのない限り、電子メール送信、又は書面の郵送により行うものとし、この場合、相手に到達したときから効力を生じるものとする。
2. 本規約に関する緊急時の両当事者の口頭による連絡、請求及び意見等は、①パートナー様が事後作成する議事録に対する当社の確認及び確認欄への取引責任者の記名捺印、もしくは②議事録である旨を記載した両当事者の取引責任者間の電子メール送受信のいずれかをもって、前項の書面に代えることができる。

第11条 (業務従事者)

1. 本件個別契約に従事するパートナー様の社員等(以下「業務従事者」という)はパートナー様が選定し、パートナー様は、労働法規その他関係法令に基づき、業務従事者の雇用主としての責任を負い、業務従事者に対する本件個別契約遂行に関する指示、労務管理及び安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行う。
2. パートナー様は、本件個別契約の遂行上、業務従事者が当社事務所等に立ち入る場合、当社のセキュリティ、防犯、及び秩序維持に関する諸規則を、業務従事者に遵守させる。
3. パートナー様は、当社からノートPCやソフトウェア等の業務に必要な情報資産等の貸与を受ける際は、当該情報資産等を、当社、又は当社顧客のガイドライン等に従って善良な管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ、当該業務(本件サービス)の遂行目的以外で使用しないものとし、当社は当該情報資産を当社の費用負担で貸与するものとする。
4. 前項による情報資産の利用にあたり、インターネット接続等の費用が発生する場合、原則としてパートナー様が当該費用を負担するものとする。
5. パートナー様は、当該業務(本件サービス)が終了した場合、又は当社から求めがあった場合は、当該情報資産を速やかに返却するものとする。
6. パートナー様は、業務従事者に対し、「利用端末や業務情報等の管理責任を自らが負うことを自覚し、本件個別契約及び当社セキュリティガイドラインに沿って業務を行い、定期的実施状況を自己点検する必要があること」及び「次の各号を参考に、必要なセキュリティ対策等を講じること」を周知し、遵守させるものとする。
 - (1) 技術的なセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの最新化や、ネットワークの暗号化等)
 - (2) PC等端末に関する物理的なセキュリティ対策(のぞき見防止フィルタ、移動時はカバンに入れて常時携帯、業

務で利用するデータ等を PC 等のローカルに保存しない/持ち出さない 等)

- (3) その他 (web 会議や電話等における音声同居人含む周囲の人間に聞かれないようにする、インターネット経由で業務システム等にアクセスする際は当社所定の通信手段を使う 等)

第 12 条 (解除)

1. パートナー様又は当社は、相手方が本件個別契約の規定に違反し、相当な期間を定めて相手方に是正の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に是正がなされなかった場合、本件個別契約の全部又は一部を解除し、被った損害を請求することが出来る。
2. パートナー様又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、本件個別契約の全部又は一部を解除し、被った損害を請求することが出来る。
 - (1) 本件個別契約の規定に違反し、当該違反の性質又は状況に照らし、是正することが困難である場合、又は、その後相手方において違反を是正してもなお本件個別契約の目的を達成することが困難である場合
 - (2) 相手方に重大な危害又は損害を与えた場合
 - (3) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (4) 手形又は小切手が不渡りとなった場合又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (5) 強制執行、競売、差押、仮差押、滞納処分、破産、民事再生もしくは会社更生の申し立てを受け、又は、破産、民事再生、もしくは会社更生の申し立てを行った場合
 - (6) 解散の手続きを開始したとき、又は監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (8) その他、本件個別契約を継続できないと合理的に認められる相当の事由が生じた場合
3. 両当事者は、相手方が本規約第 13 条 (反社会的勢力の排除) に違反することが判明した場合、両当事者で締結されたすべての契約を何らの催告なしに直ちに解除することができる。また、当該解除によって解除をしたパートナー様又は当社に損害が発生した場合、相手方は、本規約第 14 条 (損害賠償) 及び両当事者間で締結されたすべての契約における損害賠償責任制限規定の有無を問わず、すべての損害について賠償責任を負う。

第 13 条 (反社会的勢力の排除)

1. 両当事者は、互いに信頼関係をもって良好な取引を行う前提として、自己が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。なお、ここでいう「反社会的勢力」とは、暴力、威力、又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人であって、以下の各号のいずれかに該当する集団又は個人をいう。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる反社会的な集団又は個人等 (以下「暴力団員等」という)
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的な要求行為、脅迫的な言辞を用いる行為、不当要求行為、業務を妨害する行為、名誉や信用等を棄損する行為等を行う集団又は個人
2. 両当事者は、自己、自己の役員、実質的に経営権を有する者又は経営に実質的に関与している者等について、下記各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等及びこれらに準ずる反社会的な集団又は個人と人的、資金的、経済的に深い関係を有すること、又は社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) その他前各号に準ずること
3. 両当事者は、前 2 項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告する。
4. 両当事者は、締結済の契約、又は、本件個別契約締結後に締結する契約 (本件個別契約を含むが、この限りではない) を履行するにあたり、当該契約にもとづく業務を委託する契約 (再委託契約等を含む)、その他当該契約に関連する契約 (以下総じて「関連契約」という) を締結した後、その相手方 (再委託先の受託者を含み、また、関連契約が数次に亘る場合はその全てを含む) が本条第 2 項各号に該当することが判明した場合、速やかに関連契約の解除その他必要な措置を採らなければならない。
5. 両当事者間で締結済の契約 (以下「締結済契約」という) にて、本件個別契約と異なる又は相反する規定がある場合、締結済契約の規定を優先するものとする。

第 14 条 (損害賠償)

1. パートナー様及び当社は、本件個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となったサービスの完了日から12ヶ月間が経過したときは行うことができない。
2. 前項において、本件個別契約に関連して負担する損害賠償責任の範囲は、債務不履行、法律上の契約目的不適合責任、不当利得、不法行為及びその他請求原因の如何にかかわらず、損害賠償請求者に発生した通常損害に限定され、損害賠償義務者の責めに帰すことができない事由から生じた損害、両当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、及び逸失利益について、損害賠償義務者は責任を負わない。
3. 前項により、損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償義務者が損害賠償責任を負う範囲は、当該損害賠償の請求原因となったサービスに関する委託料を限度とする。但し、故意又は重過失による場合はその限りではないものとする。

第15条（本件個別契約の変更）

本件個別契約の内容は、両当事者で協議の上、双方の権限ある代表者又は代理人による変更契約や変更注文によってのみ変更することができる。

第16条（特許権、著作権の帰属）

1. 本件サービスの遂行の過程において新たに生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて「発明等」という）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し著作権は除く）に関する権利は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。
2. 本件サービスの遂行の過程において新たに生じた著作物（以下「新規著作物」という）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含み、以下同じ）は、パートナー様又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、本件サービス完了時に当社に移転するものとし、パートナー様は著作者人格権を行使しない。
3. パートナー様が本件個別契約締結前から保有している著作物（以下「既存著作物」という）に関する著作権は、パートナー様に留保される。
4. 当社は、本件個別契約の目的に照らして必要な範囲で、第1項に基づきパートナー様が保有する特許権その他の知的財産権、新規著作物及び既存著作物を実施又は使用・複製・翻案することができ、その対価は、委託料に含まれるものとする。

第17条（知的財産権侵害の責任）

1. 当社が、納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第14条（損害賠償）の規定にかかわらず、パートナー様は、かかる申立によって当社が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。但し、第三者からの申立が当社の帰責事由による場合にはこの限りではなく、パートナー様は、一切責任を負わないものとする。
 - (1) 当社が第三者から申立を受けた日から5日以内に、パートナー様に対し申立の事実及び内容を書面で通知すること
 - (2) 当社が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、パートナー様に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること
 - (3) 当社の敗訴判決が確定すること又はパートナー様が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
2. パートナー様の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、パートナー様は、自己の判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。
3. 本条第1項に基づきパートナー様が負担することとなる損害以外の当社に生じた損害については、第14条（損害賠償）の規定によるものとする。

第18条（委託業務の監査）

当社は、本件個別契約の履行状況につき、定期的又は随時監査をパートナー様の営業時間において行うことができるものとし、パートナー様は、合理的な範囲でこれに協力し、必要な情報を提供する。

第19条（納入・検査）

1. 請負型の場合、当社は、パートナー様と協議の上で、納入物の検査基準（テスト項目、方法、及び期間等）を定めた「検査仕様書」を作成してパートナー様に提出し、パートナー様は、当社から受領後、本件個別契約所定の

期間内（以下「検査仕様書確認期間」という）に内容を確認する。なお、検査仕様書確認期間に、本件個別契約の目的に照らして合理的な理由を明示して異議を述べない場合、検査仕様書確認期間の終了をもって、検査仕様書は確定する。

2. パートナー様は、本件個別契約の定めに従い、「納入物」又は「作業完了報告書」を当社に納入（以下「終了報告」という）する。
3. 当社は、終了報告後、本件個別契約所定の期間（以下「検査期間」という）に、「検査仕様書」「納入物」「作業完了報告書」等に基づき検査し、異議が無ければ、「検査仕様書」又は「作業完了報告書」に記名押印してパートナー様に交付するものとし、これをもって本件サービスは完了する。なお、検査期間内に、本件個別契約の目的に照らして合理的な理由を明示して異議を述べない場合、検査期間の満了をもって、所定の検査に合格したものとし、本件サービスは完了したものとする。
4. 当社は、検査期間中に、納入物又は本件サービスの結果について、品質面における不一致（以下、請負型において「契約不適合」、準委任型において「仕様不適合」という）を発見した場合、具体的な問題点等を明記した書面を交付し、パートナー様に修正又は追完を求める。パートナー様は、両当事者が協議の上定めた期限内に無償で修正して当社に納入し、当社は必要な範囲で本条所定の検査を再度実施する。

第20条（保証）

1. 請負型において、当社が本件サービスの完了後に契約不適合を発見した場合、当社は、パートナー様に、当該契約不適合の修正を求めることができ、パートナー様は当該契約不適合を修正するものとする。ただし、当該契約不適合が軽微であり、修正に過分の費用を要する場合はこの限りではない。
2. 準委任型において、当社が本件サービスの完了後に仕様不適合を発見した場合に、前項の規定を準用する。
3. 前2項の規定に基づく請求は、本件サービスの完了後、12ヶ月以内に発見され、パートナー様に通知された場合に限るものとする。

第21条（セキュリティ）

納入物等のセキュリティ対策について、「サービス要件」及び「契約時点の業界標準の水準等」を踏まえて、両当事者で協議検討し、実装内容を書面により定める。なお、セキュリティ対策費用が委託料の額を超える場合、又は、本件個別契約の範囲外である場合、両当事者協議の上で本件個別契約第15条（本件個別契約の変更）に従い、契約内容を変更する。

第22条（本規約の改定）

本規約第15条（本件個別契約の変更）にかかわらず、当社は、以下の場合には、当社ウェブサイト又は当社が適切と判断する方法でお客様に周知することにより、本規約を改訂することができるものとする。この場合、改定日以降における本規約の内容は、改定後の規約が適用されることをお客様は承諾する。なお、第2号に基づいて変更を行う場合、当社はお客様への周知を相当の猶予期間をもって事前に行うものとする。

（1）本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

（2）本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

・当社ウェブサイト：★★★ /

第23条（一般条項）

1. 本規約第5条（委託料及びその支払方法）、第7条（秘密保持）、第8条（資料等の提供及び返還）、第12条（解除）、及び、第20条（保証）の規定は、本件個別契約終了後も5年間有効に存続するものとし、第13条（反社会的勢力の排除）、第14条（損害賠償）、第16条（特許権、著作権の帰属）、第17条（知的財産権侵害の責任）、及び本条の規定は本件個別契約終了後も有効に存続するものとする。
2. パートナー様及び当社は、互いに相手方の書面による承諾なくして本件個別契約に関連して発生する一切の権利及び義務並びに契約上の地位の全部、又は一部につき、第三者に譲渡してはならない。
3. 天災地変、戦争、テロ、疫病、及びその他不可抗力により、本件個別契約の履行が困難な状況が生じた場合、当該当事者は相手方に直ちにその旨を通知するものとし、双方誠意をもって対応策を協議する。
4. 本件個別契約に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い両当事者で協議し、円満に解決を図る。
5. 本件個別契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
6. 本件個別契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。